明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

【備考】

１　本報告は、緊急作業に従事する労働者について、１か月ごとの実効線量について行うこと。

２　「関係請負人一覧及び緊急作業従事者数の概数」の欄には、関係請負人ごとの名称及び緊急作業に従事する労働者数を記入すること。欄が不足する場合には、別添として添付すること。

３　「対象期間」の欄は、緊急作業に従事する間、１か月分を対象期間とすること（提出は、当該対象期間とする月の翌月末日まで）。

４　「平成／令和　　年　月　日以降の累積の緊急作業従事者数」の欄の日付の空白部分には、当該緊急作業を開始した日を記入すること。また、同欄には、同日から対象期間の末日までの当該緊急作業に従事した労働者の累積数を記入すること。

５　「事業者職氏名」の欄は、氏名を記入し、押印することに代えて、署名することができる。

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第五十条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

様式第七号の三中「平成」を「令和」に改める。

様式第七号の四から様式第七号の七まで及び様式第九号中「平成」を「令和」に改める。